

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026年4月13日付で改正を行います。

JAバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
<p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (本サービスの内容)</p> <p>お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の開設</p> <p>② 非課税口座の開設 (削除)</p> <p>③ 投資信託の買付け・解約</p> <p>④ JAの投信つみたてサービス (以下、「投信つみたてサービス」といいます。) の新規契約、変更、廃止</p> <p>⑤ スイッチングの取引 (スイッチング対象の投資信託に限ります。)</p> <p>⑥ 分配金取扱方法の変更</p> <p>⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更 (第15条に定める電子交付または郵送)</p> <p>⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第4条 (本サービスの利用の申込み)</p> <p>お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p> <p>① 日本国内に居住する個人であること。</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第2条第1号に定める投資信託口座の開設はご利用いただけません。</p> <p>③ JAサービスIDを保有していること。</p> <p>④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。</p> <p>⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。</p> <p>第2項 (省略)</p> <p>第5条～第14条 (省略)</p> <p>第15条 (取引報告書等の電子交付) (省略)</p> <p>第2項 (省略)</p> <p>3 電子交付の方法は前条第2項で定める方法と同様とし、前項で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>第4項 (省略)</p> <p>第16条～第21条 (省略)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>第2条 (本サービスの内容)</p> <p>お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。</p> <p>① 投資信託口座の開設</p> <p>② 非課税口座の開設 (廃止通知書に基づき開設する方法を除きます。)</p> <p>③ 投資信託の買付け・解約</p> <p>④ JAの投信つみたてサービス (以下、「投信つみたてサービス」といいます。) の新規契約、変更、廃止</p> <p>⑤ スイッチングの取引 (スイッチング対象の投資信託に限ります。)</p> <p>⑥ 分配金取扱方法の変更</p> <p>⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更 (第15条に定める電子交付または郵送)</p> <p>⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>第4条 (本サービスの利用の申込み)</p> <p>お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。</p> <p>① 日本国内に居住する個人であること。</p> <p>② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第22条に定める75歳到達時と同様に本サービスの一部がご利用いただけません。</p> <p>③ JAサービスIDを保有していること。</p> <p>④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。</p> <p>⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。</p> <p>第2項 (同左)</p> <p>第5条～第14条 (同左)</p> <p>第15条 (取引報告書等の電子交付) (同左)</p> <p>第2項 (同左)</p> <p>3 電子交付の方法は前条第2号で定める方法と同様とし、前号で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。</p> <p>第4項 (同左)</p> <p>第16条～第21条 (同左)</p>

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第 22 条 (届出事項の変更等)</u> (省略)</p> <p><u>第 23 条 (本サービスの停止)</u> (省略)</p> <p><u>第 24 条 (サービス内容の変更等)</u> (省略)</p> <p><u>第 25 条 (取引の制限等)</u> 当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</p> <p><u>第 26 条 (本サービスの解約)</u> 投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合、もしくは次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。</p> <p>② お客様の投資信託口座が解約されたとき。</p> <p>③ お客様が J A サービス I D の利用を終了し</p>	<p><u>第 22 条 (75 歳到達時)</u> 本サービスを利用されているお客様が満 75 歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行うことができる取引は、次に掲げるものに限ります。その他の取引は、取扱店での対面取引となります。</p> <p>① 非課税口座の開設 (既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設する方法を除きます。)</p> <p>② 投信つみたてサービスの契約廃止</p> <p>③ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更 (電子交付または郵送)</p> <p>④ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</p> <p><u>第 23 条 (届出事項の変更等)</u> (同左)</p> <p><u>第 24 条 (本サービスの停止)</u> (同左)</p> <p><u>第 25 条 (サービス内容の変更等)</u> (同左)</p> <p><u>(追加)</u> (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>第 26 条 (本サービスの解約)</u> (追加) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</p> <p>① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。</p> <p>② お客様の投資信託口座が解約されたとき。</p> <p>③ お客様が J A サービス I D の利用を終了し</p>

改正後	改正前
<p>たとき。</p> <p>④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。</p> <p>⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。</p> <p>⑥ 相続の開始があったとき。</p> <p>⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。</p> <p>第 27 条（免責事項） 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。</p> <p>② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。</p> <p>③ 当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。</p> <p>④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。</p> <p>⑤ <u>第三者により J A サービス I D またはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。</p> <p>第 28 条、第 29 条 （省略）</p>	<p>たとき。</p> <p>④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。</p> <p>⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。</p> <p>⑥ 相続の開始があったとき。</p> <p>⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。</p> <p>第 27 条（免責事項） 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。</p> <p>② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。</p> <p>③ 当組合または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。</p> <p>④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。</p> <p>⑤ <u>お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに所定の手続きを行った場合。</u></p> <p>⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。</p> <p>⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。</p> <p>第 28 条、第 29 条 （同左）</p>

以 上